

令和3年生駒市農業委員会第6回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 令和3年6月11日（金）午後2時00分
会議開催場所 市役所 401・402会議室
出席者 会長 10番 中本 真人
農業委員会委員
1番 辻 英雄 2番 山本 利昭
3番 中井 啓二 4番 西口 まゆり
5番 池田 憲央 6番 北村 由子
7番 中谷 佳津代 8番 山田 義美
9番 染岡 政明
農地利用最適化推進委員
井山 茂
説明者 事務局 局長 植島 秀史 局長補佐 杉原 廣重
主幹 有山 清隆 主査 増本 量俊
傍聴者 2名

議事次第

審議事項

1. 特定農地貸付けの承認申請について
2. 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
3. 生駒市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について

報告事項

1. 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について
2. 農地の転用事実に関する照会について
3. 特定農地貸付けの廃止について
4. 農地転用工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 農地等の利用の最適化の推進に関する指針

- 生駒市農業委員会規則
- 令和3年度利用状況調査の実施について（案）・日程（案）
- 生産緑地の取得の斡旋について（依頼）
- 「活用しよう生産緑地制度」のパンフレット
- 病害虫発生予察注意報に関する情報提供について
- 「大丈夫ですか？あなたの土地」のパンフレット

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人2人

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

7番 中谷 委員、8番 山田 委員、9番 染岡 委員

議案第1号「特定農地貸付けの承認申請について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

本案件については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請されたもので、生駒市では遊休農地対策の一環として、この法律に基づく特定農地の貸付けを行っており、この手続きを行う場合、農業委員会で審議することが必要であるため、本申請が提出されたものである。

No.1～2の申請地の位置について

市立学校給食センターから南南東に約400mのところに位置する小明町地内の農地2筆である。

申請理由について

農地の貸人はこれまで他の方に耕作を手伝ってもらってきたが、この方が耕作をできないとの話を受け、この度特定農地として貸し出すこととなった次第である。農地の1区画については、すでに近くの方が借り受ける予定がついている。

現地調査について

今月7日に会長、副会長、地元農業委員と農地利用最適化推進委員、事務局で現地調査を実施しており、大きな問題は特になかった。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 No.1～2について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 事務局の説明のとおり、耕作を手伝っていた方が高齢のために出来ないということで、今般、特定農地として貸し出すこととなった。遊休農地対策となることを期待している。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「特定農地貸付けの承認申請について」の承認を宣言

議案第2号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

農業委員会等に関する法律が改正され、同法第6条第2項の規定により、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の事務として義務づけられたとともに、同法第7条第1項にて、「指針を定めるように努めなければならない」と規定されていることから、平成30年2月委員会で策定されたものである。

当該指針の中では、「農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うもの」とあり、これまで約3か月かけて見直しを進めてきた。

この期間中、委員の皆さんから見直しについての提言を受けており、最終的な形がまとまったため、議案としてあげた次第である。この3年間で、農地中間管理機構が利用できるようになったことが大きな変更点である。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」の承認を宣言。今後、農業委員会として、この指針に基づき、農地利用の最適化の推進を行っていくことになるので、委員の皆さんにはよろしくをお願いしたい。また事務局には、生駒市ホームページにおいて、同指針の公開を依頼する。

議案第3号「生駒市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

本議案については、農業委員会所管の規則を変更する必要があることから、議案としてあげた次第である。

規則第3条は会長が専決できる事項が定義されているが、このうち

(1) 農地法第4条第1項第7号の届出に関すること

(2) 法第5条第1項第6号の届出に関すること

があげられている。

今般、農地法4条、農地法5条のそれぞれに条項がひとつずつ追加されたことにより、農地法第4条第1項第7号と表記されていた条項が、農地法第4条第1項第8号に、また農地法第5条第1項第6号と表記されていた条項が農地法第5条第1項第7号となった。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第3号「生駒市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について」の承認を宣言

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第2号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第3号「特定農地貸付けの廃止について」

報告第4号「農地転用工事の進捗状況・完了の報告について」

を事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主幹〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、農地法第5条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので権利の設定、移転の伴う農地転用である。

No.1の申請地の位置について

山崎浄水場の西約100m、龍田川と近鉄線路を挟んだところに位置する山崎町内の農地である。

報告事項

資材置場を目的として、農地転用の届出がされたものである。

No.2の申請地の位置について

南田原交差点の南約150mのところに位置する小明町地内の農地である。

報告事項

南隣の建築工事に伴う資材置場を目的として一時転用の届出がされたものである。

No.3の申請地の位置について

生駒台小学校の南約200mのところに位置する小明町内の農地である。

報告事項

戸建て住宅を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第2号「農地の転用事実に関する照会について」

○主幹〔報告読み上げ〕

本報告は、現況、農地性が無い土地の登記地目を田若しくは畑から他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に農地かどうかの照会があった事案である。

No.1～2は、約20年以上前から、宅地として利用してきた農地である。

No.3は、令和3年2月に、当該地が農地法第5条転用され雑種地として転用許可がでた

ものである。

No.4 は、航空写真も確認し約40年以上前から、宅地として利用してきた農地である。

報告第3号「特定農地貸付けの廃止について」

○主幹 〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、当委員会における承認に基づき、特定農地貸付けを行なっていた農地について、特定農地貸付けの廃止届の提出があったことの報告をしているものである。

報告事項

本届出地No.1は平成28年10月に、またNo.2～3は令和3年2月に意見照会のあった特定農地である。

「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の中の第2条2の2に「営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。」とあり、この貸付している農地にて、販売目的での作物を作付け希望されていることから、解除の申し出を依頼したものである。

報告第4号「農地転用工事の進捗状況・完了の報告について」

○主幹 〔報告読み上げ〕

本報告は、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可、及び許可後の進捗状況、転用による工事が完了した報告があったものを報告している。

以上で報告を終了

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「その他」についての説明を事務局に依頼

○主査 〔「令和3年度利用状況調査の実施について（案）・日程（案）」、「生産緑地の取得の斡旋について（依頼）」について説明

●「令和3年度利用状況調査の実施について（案）・日程（案）」

日 時：令和3年7月末～10月を予定

調査員：各担当地区の農地利用最適化推進委員、農業委員、事務局職員

調査方法：地図・航空写真等の図面を利用しながら、原則、道路からの目視で確認する。

調査内容：遊休農地かどうかの現況確認、相続税納税猶予適用農地の利用状況の確認、違反転用の発見等

暑い時期であるが、コロナ対策のためマスクの着用をお願いする。水分を十分取り熱中症に注意ながら調査を進めていただきたい。

●「生産緑地の取得の斡旋について（依頼）」

生産緑地法第10条の規定により、生駒市長から生産緑地取得に関する斡旋の依頼が来ている。

生産緑地とは、市街化区域内にある農地などで環境保全など良好な生活環境を確保

する効果があり、かつ公共施設等の敷地に必要とする土地として適している場合、500㎡以上の規模の区域について指定できるもので、申請があった農地については、年2回程度開催される都市計画の審議会の中で審議される。

市街化区域内の農地は通常宅地並みの課税扱いのところを、生産緑地は農地としての課税扱いができるが、原則30年間の耕作が必要であり、建築物の新築や宅地造成など土地の性質を変更する行為については原則できない。

一方、生産緑地の指定を解除するためには、都市計画課で買い取り申出手続を踏むことになるが、手続きに先立ち、農業委員会により、主に耕作していた方の死亡か、耕作し得ない故障についての証明書を受ける必要がある。主にこの2つの原因で生産緑地の解除が可能となる。

申し出を受けた都市計画課は、各課に当申請地を活用できないか希望を募ることとなっており、それが不調な場合は、買い取らない旨の通知をすることとなる。

生産緑地法第13条によると、「市町村長は、生産緑地について買い取らない旨の通知をしたときは農林漁業に従事する者が取得できるようにあつせんするよう努力すること」と規定されているため、今般配布した資料のように依頼が来た。

依頼の回答は令和3年7月20日までとなっているため、令和3年7月20日までに所有権移転登記手続きを行なう必要がある。もし農業従事者の方の、農地取得に関する依頼があった場合は、次の委員会で農地法第3条の審議が必要となるので、委員の皆さんには、3条の手続きを案内していただきたい。なお次の委員会の案件とするためには6月末までに3条の申請が提出されている必要があるので、ご留意いただきたい。

○主幹 「『活用しよう生産緑地制度』パンフレット、『病虫害発生予察注意報に関する情報提供について』、『大丈夫ですか？あなたの土地』パンフレット』について説明

●「活用しよう生産緑地制度」パンフレットについて

先日行われた会議でいただいたパンフレットを、本日1部ずつ配布している。委員会の終了後、農家区長を通じて回覧をお願いする予定である。

また、都市計画課にもこの事は連絡済みであり、窓口にパンフレットを置いてもらう予定をしている。

●「病虫害発生予察注意報に関する情報提供について」

トビイロウンカに関する注意報の情報提供があったので、お知らせする。中山間地域の事であるが、昨年より飛来開始が1ヵ月早く、飛来量は平年より多いとある。ご一読いただきたい。

●「大丈夫ですか？あなたの土地」パンフレットについて

近畿農政局より土地所有者向けリーフレットの周知依頼が奈良県担い手・農地マネジメント課にあり、農業委員会にも情報共有するようにとのことにより、参考までに配布する。ご一読いただきたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 生駒市における豚熱の情報について何かあれば教えてほしい。情報によると生駒

市に隣接の精華町では豚熱と思われるイノシシが発生したと聞いた。

- 局長 生駒市では現在一件も豚熱は発生していない。隣接の奈良市と話にあった京都府では数件発生している。死亡しているイノシシがいれば、県が確認しサンプルをとるといふ検査体制は整えている。
- 委員 疑いのあるようなケースが発生した場合は、農林課へ情報提供すればよいか。
- 局長 死亡したイノシシを発見した場合は検査対象となるので、農林課に連絡をもらえれば県に報告する。その後、県が直接対応に向かうという流れになっている。
- 副会長 先ほどのトビイロウンカの情報は各農家区長宛に配布はしないのか。昨年、自身の知人が被害に遭った。できるだけ早く情報提供した方がよいと思われる。
- 主幹 現段階では、配布はしない予定である。
- 副会長 壱分町の方では回覧で回してもらったので、他も回っていると思われる。
- 補佐 今回農業委員会で話をさせてもらったが、農林課から各農家区長に周知させてもらい、そこから各会員に回覧という形で周知させてもらっている。
- 主査 先ほどの生産緑地のパンフレットについて補足説明をさせていただく。
まず1つ目は面積要件について、パンフレットでは500㎡以上から300㎡以上の規模に緩和されたとなっているが、生駒市では緩和の条例制定がなされていないので、500㎡以上の規模を一団とすることにはかわりはない。
2つ目は「道連れ解除」を防止するため、市町村が定める面積要件を下回った場合でも同一または隣接区内に農地があれば一団としてみなすよう緩和されたということである。どこまでを一団とするかといった詳細は都市計画課に問い合わせさせていただきたい。
3つ目は、生産緑地に直売所、農家レストラン、製造・加工施設が設置できるようになったということであるが、これは以前から生産緑地内に農小屋や倉庫を設置することができるという規模が拡大されたということである。ただ、建物を建てるということになるので建築課や都市計画課との調整が必要になることをご留意いただきたい。
4つ目は新しく「田園住居地域」が創設されたということであるが、生駒市は適用されないのご注意いただきたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼
- 補佐 次回の日程について
定例会 7月 9日(金) 午後2時 401・402会議室
現地調査 7月 5日(月)
7月2日(金) までに同行いただく委員に連絡する。
- 議長 閉会宣言
午後2時55分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和3年生駒市農業委員会第6回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 7番 中谷 佳津代

議席番号 8番 山田 義美

議席番号 9番 染岡 政明
